

償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

申告期間…令和2年1月6日(月)～31日(金)

くわしくは 税務課 資産税係 ☎(21)5114

償却資産とは…

個人または法人で工場や商店を経営している方が、その事業のために用いることができる構築物、機械・装置、工具・器具・設備など(土地や家屋を除く)のことです(表1参照)。

申告した償却資産の課税標準額の合計が、150万円に満たないときは課税されませんが、その場合でも事業を営んでいる場合は申告が必要となります。

対象者

令和2年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人もしくは市内で事業は営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人。



申告方法

前回申告のあった方には、12月中旬に申告用紙を郵送します。新たに対象となる資産をお持ちの方や、申告用紙の届かない方は担当課までご連絡ください。

表1：申告対象となる主な償却資産(業種別)

各業種共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、舗装路面、駐車設備など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車など
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、日よけなど
医(歯科)業	レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ベッド、調剤機器など
不動産貸付業	門扉、堀、緑化設備などの外構工事、受変電設備など
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど
ホテル・旅館業	客室設備、厨房設備、音響設備、放送設備、家具調度品など

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車などは除きます

☀️ 太陽光発電設備を設置している方へ…

法人、個人を問わず太陽光パネルを建物の屋根の上や土地などに設置した場合は、償却資産の課税対象となります。表2に当てはまる場合には忘れずに申告をお願いします。

表2：太陽光発電設備設置者の課税対象区分

法人	事業の用に供している資産となり、売電の有無に関係なく課税対象になります
個人事業主	工場や商店などを経営する方や、駐車場やアパートなどの貸し付けを行っている方で、太陽光発電設備を設置した場合、事業の用に供している資産となり、売電の有無に関係なく課税対象になります
個人	住宅などの屋根の上や土地に設置した太陽光発電設備で、発電出力が10キロワット以上の設備は、売電事業用の資産となり、課税対象になります

成年後見制度

成年後見制度とは、認知症や知的障がい・精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方を法的に支援する制度です。不動産や預貯金などの財産管理、介護サービスの利用や施設の入所契約など、生活の中で契約をする場面に、判断能力が十分でない方の権利や財産を、法律面や生活面で保護し支援するための仕組みです。

くわしくは 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎21-5100

●任意後見制度と法定後見制度

成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2種類があります。

判断能力が不十分になる前に…

任意後見制度

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自分が選んだ代理人(任意後見人)と自分の生活や財産管理などの代理権を決めて、公証役場で任意後見契約を結んでおくものです。

判断能力が低下したときに、家庭裁判所に申し立てをし、任意後見監督人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。

判断能力が不十分になってから…

法定後見制度

法定後見制度は、本人の状態により「補助」「保佐」「成年後見」の3つの制度があります(表1)。

本人の利益を考慮し、本人に代わって契約などの法律行為や、本人が同意していない不利益な法律行為の取り消しを行ったり、財産管理を行ったりします。

この制度の申し立ては、本人や配偶者および4親等以内の親族が行いますが、身寄りがない場合などには、市長が行うこともできます。

●例えば次のような場合、表2の窓口へまずはご相談ください



認知症の方で金銭管理が難しくなり、訪問販売などの悪徳商法の被害に繰り返し遭っている。



親や兄弟が亡くなった知的障がい・精神障がいのある方が、相続・預貯金の管理に困っている。



認知症の1人暮らしの高齢者で、身近に支援者がおらず、福祉サービスなどの利用契約が必要な場合。

表1：法定後見制度の種類

種類	対象者
補助	判断能力が不十分な方(法律行為などができるかどうか心配がある)
保佐	判断能力が著しく不十分な方(日常生活では自分の意思で行動ができる。しかし、重要な法律行為などは困難である)
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の方(自分の意思表示が困難で法律行為ができない)

表2：相談窓口一覧

相談窓口	電話番号
高齢福祉課高齢福祉係	21-5100
社会福祉課障がい福祉係	21-5174
今市西地域包括支援センター	25-6374
今市東地域包括支援センター	26-6537
今市南地域包括支援センター	25-6444
今市北地域包括支援センター	21-7081
日光・足尾地域包括支援センター	25-3255
藤原・栗山地域包括支援センター	76-3333
市社会福祉協議会	21-2759
民間専門相談機関 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートとちぎ支部	028-632-9420